

関西防災・減災プラン原子力災害対策編（改定案）の概要

1 改定案のポイント

- ・ 現時点における国の新しい原子力災害対策指針（以下「指針」という。）、これに合わせて修正された防災基本計画、関係府県市の地域防災計画との整合を確保。
- ・ 指針は今後も随時改定されるため、これに合わせて本プランも改定する。
- ・ 指針に定められた EAL（緊急時活動レベル）及び OIL（運用上の介入レベル）に沿って展開される災害対応における関係機関の役割と活動の流れを整理。
- ・ その上で広域連合が担う役割を示し、その対応方針を記載。

（原子力災害対策における広域連合の主な役割）

- ① 情報の収集と共有
 - ② 広域避難に関する調整
 - ③ 関西圏域の安全・安心を確保するための情報発信
- ・ 広域避難については、想定される広域避難パターンを示すとともに、今後、関係府県が広域避難計画の検討を行っていく上での基本となる考え方を提示。
 - ・ わかりやすい計画となるよう平易な表現に努めるほか、用語解説等付属資料を充実。

2 改定案の構成

※構成の新旧比較は【参考 1】(p. 3) 参照

I 総論

[計画の目的]

- ・ 府県民の安全を守るため、広域連合及び構成団体が連携県と連携して行う広域的な対応策を取りまとめる

[原子力災害の想定]

- ・ 高浜、大飯、美浜、敦賀各原子力発電所及び「もんじゅ」「ふげん」での事故災害

[計画の改定]

- ・ 指針の改定や広域避難対策の詳細検討などを踏まえて、今後継続的に改定

II 災害への備え

[情報の収集・共有体制の整備]

- ・ 国、原子力事業者その他関係機関・団体との間の情報収集・連絡体制を整備
- ・ 資機材、人員等の確保に関する広域応援体制を整備
- ・ モニタリング情報を府県民にわかりやすく発信する体制を整備

[広域避難体制の整備]

※想定する広域避難パターンは【参考 3】(p. 6) 参照

- ・ 関係府県は関係市町の広域避難計画作成を支援するとともに、府県広域避難計画を作成
- ・ 広域連合は広域避難計画の考え方を示すとともに、関係府県の広域避難計画作成を支援
- ・ スクリーニング、体表面除染、災害時要援護者の対応等の基本的な考え方を提示

[安全・安心の確保のための情報発信体制等の整備]

- ・ 飲食物及び水道水の摂取制限の実施体制を整備（琵琶湖への影響予測は今後の検討課題）
- ・ 府県民への情報伝達体制の整備（情報の整理、相談窓口の設置等）
- ・ 府県民に対する知識の普及啓発（UPZ 圏内・圏外を区分して普及啓発活動を実施）
- ・ 広域避難訓練を含む防災訓練への参加、防災業務関係者の人材育成を推進

Ⅲ 災害への対応

※主な災害対応の流れは【参考2】(p.4~5) 参照

[活動体制の確立]

- ・原子力事業者、国、関係府県からの連絡と国が行う緊急事態区分に基づき、広域連合は、情報収集体制、応援・受援体制（災害対策本部の設置等）を確立
- ・現地に職員を派遣し、情報収集を行うほか、原子力災害合同対策協議会等に参画
- ・モニタリング情報をわかりやすい形で府県民に情報発信

[屋内退避、避難収容等の防護活動]

- ・府県は、OILに基づき、市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の伝達等緊急時防護措置を実施

[広域避難の調整]

※広域避難の調整手順は【参考3】(p.6) 参照

- ・府県は広域避難の受入れを広域連合に要請
- ・広域連合は、受入割当案を作成、輸送手段を調整
- ・受入府県は、広域連合の受入割当案に基づき、市町村と連携して受入れ

[その他の対応]

- ・飲食物及び水道水の摂取制限、重篤な被ばく者の緊急搬送等を実施

[風評被害等の影響の軽減など]

- ・風評被害の防止・軽減のため迅速・的確な情報発信、積極的な広報活動を展開
- ・避難者の生活支援、土壌等の除染など事後対策の支援

3 今後の予定

(1) 今回の改定

パブリックコメントを実施した上で、広域連合議会（H25.6 予定）の議決で確定。

(2) 次回以降の改定

国の指針改定等に合わせて、継続的に計画の改定を進める。

① 指針改定に合わせた計画の改定

今後、国が専門的検討の結果を踏まえて行う指針の改定に合わせて計画を改定。

- ・原子力災害事前対策のあり方
 - PPA（プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を準備する区域）の導入 等
- ・緊急時モニタリング等のあり方
 - 緊急時及び平常時モニタリング計画の策定 等
- ・緊急被ばく医療のあり方
 - UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）以遠での安定ヨウ素剤の投与の判断基準 等
- ・地域住民との情報共有等のあり方
 - 住民の理解や信頼を醸成するための情報を定期的に共有する場の設定 等

② 広域避難等の詳細検討を踏まえた計画の改定

今後、広域連合としてさらに詳細な検討を行い、計画を改定。

- ・広域避難対策の詳細検討
 - ※国、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、広域連合（オブザーバー）からなる「広域的な地域防災に関する協議会」の下に設置されるワーキンググループで実務的な検討を行っていく。
- ・琵琶湖への影響予測結果の反映

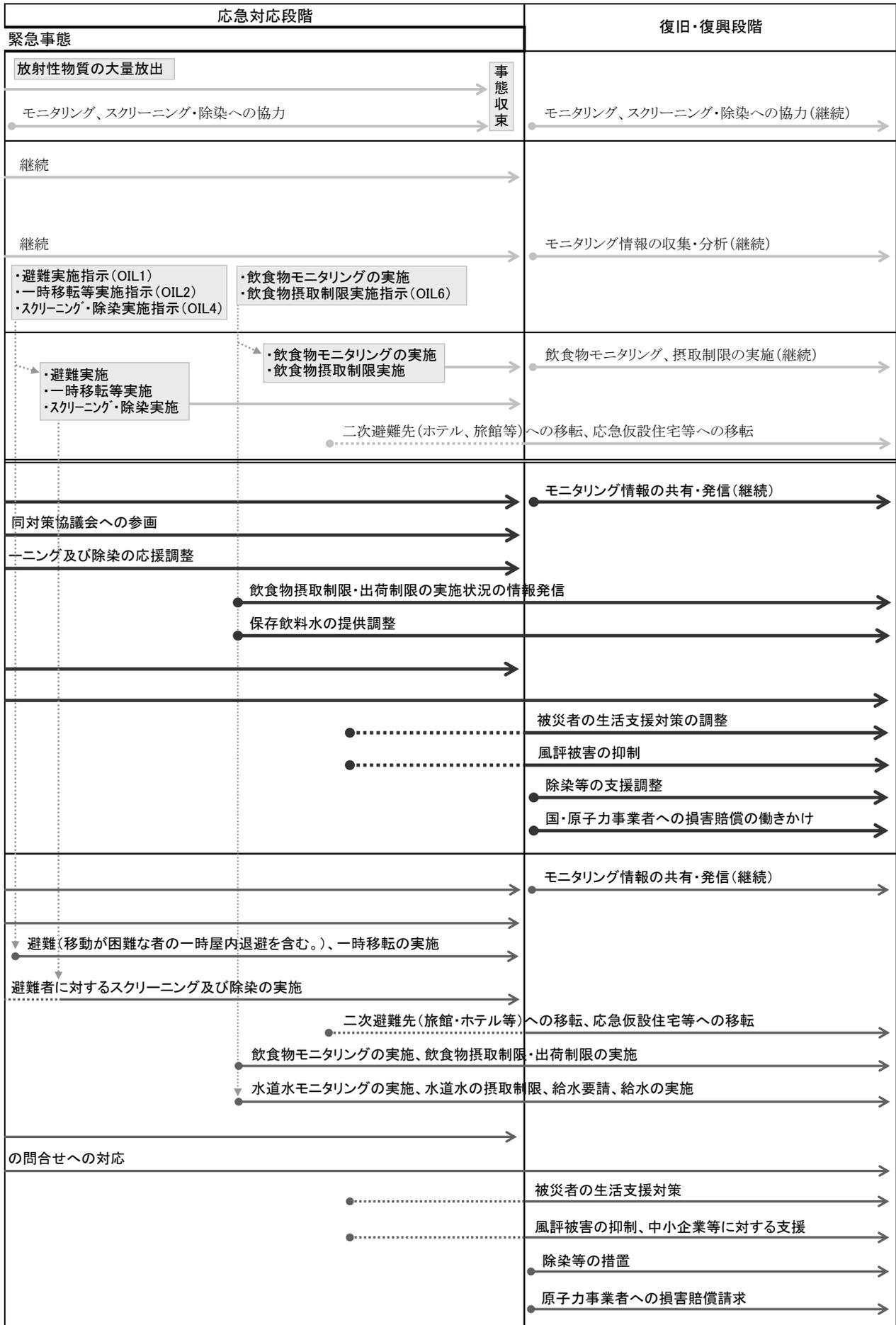
【参考1】関西防災・減災プラン原子力災害対策編 構成新旧比較

(注) 下線部は改定案で追加した項目

概括的・骨格的策定(H24.3)	改定案(H25.3.28)
<p>I 基本的な考え方</p> <p>1 広域連合の役割</p> <p>2 原子力災害対策の留意点 → 付属資料へ</p> <p>II 被害想定</p> <p>1 防災・減災プランで対象とする原子力災害</p> <p>2 事故災害の影響が想定される地域</p>	<p>I 総則</p> <p>1 計画の目的</p> <p>2 本計画における用語の定義</p> <p>3 原子力災害対策における事業者、国、地方公共団体の責務</p> <p>4 計画の性格</p> <p>5 原子力災害対策重点区域</p> <p>6 原子力災害の想定</p> <p>7 計画の改定</p>
<p>III 災害への備え</p> <p>1 事業者との覚書</p> <p>2 通報連絡体制の整備</p> <p>3 広域でのモニタリング状況の把握</p> <p>4 平常時の情報発信と意識啓発</p> <p>5 資機材の整備と協力体制の構築</p> <p>6 広域避難に関する協力要請</p>	<p>II 災害への備え</p> <p>1 情報の収集・連絡体制等の整備</p> <p>2 災害応急体制の整備</p> <p>3 モニタリング情報の共有・発信体制の整備</p> <p>4 緊急被ばく医療体制の整備 ※モニタリング設備の配備状況は付属資料へ</p> <p>5 広域避難体制の整備</p> <p>6 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <p>7 水道水の摂取制限</p> <p>8 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>9 住民等に対する知識の普及啓発</p> <p>10 防災訓練への参加等</p>
<p>IV 災害への対応</p> <p>1 災害対応のシナリオ</p> <p>2 初動体制の確立</p> <p>3 緊急時のモニタリング</p> <p>4 放射性物質拡散予測システムの活用</p> <p>5 広域避難の調整</p> <p>6 緊急被ばく医療</p> <p>7 除染活動</p> <p>8 流通食品対策</p> <p>9 家畜の移動</p> <p>10 風評被害対策</p> <p>11 水質汚染対策</p>	<p>III 災害への対応</p> <p><広域連合における災害対応の流れ></p> <p>【初動段階・応急対応段階】</p> <p>1 活動体制の確立</p> <p>2 屋内退避、避難収容等の防護活動</p> <p>3 広域避難の調整</p> <p>4 飲食物の出荷制限、摂取制限</p> <p>5 水質汚染対策</p> <p>6 緊急被ばく医療 ※被ばく医療機関の指定状況は付属資料へ</p> <p>7 住民等への的確な情報伝達</p> <p>【復旧・復興段階】</p> <p>1 モニタリング情報の共有・発信(継続)</p> <p>2 被災者の生活支援</p> <p>3 風評被害等の影響の軽減</p> <p>4 放射性物質による環境汚染への対応</p> <p>5 原子力損害賠償</p>
<p>付属資料</p> <p>1 避難指示の発令が想定される地域・人口</p> <p>2 原子力防災用語集</p>	<p>付属資料</p> <p>1 福島第一原子力発電所事故の概要</p> <p>2 原災法及び災対法の関係条文</p> <p>3 原子力災害対策の留意点</p> <p>4 原子力災害対策重点区域の概ねの範囲内の市町別人口</p> <p>5 関西周辺の原子力施設の概要</p> <p>6 原子力事業者との情報連絡に関する覚書</p> <p>7 関西広域防災計画策定委員会 原子力災害対策専門部会 委員名簿</p> <p>8 広域連合・構成団体と原子力防災関係機関との協定等一覧</p> <p>9 関西周辺の環境放射線モニタリング設備の配備状況</p> <p>10 関西周辺の被ばく医療機関の指定状況</p> <p>11 福島第一原発事故における放射性物質の水道水への影響</p> <p>12 原子力防災用語解説</p>

【参考2】広域連合における災害対応の流れ

関係機関	対応段階		初動段階	
	直前	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面
原子力発電所		警戒事態の発生	事態の深刻化	事態収束に向けた対応(主に発電所構内)
国	国や所在県、広域連合等への通報	規制委原子力事故警戒本部設置 モニタリング情報の収集・分析	規制委原子力事故対策本部設置 同現地对策本部設置 現地事故対策連絡会議開催 緊急時モニタリングの実施 PAZ要援護者避難実施指示	原子力緊急事態宣言発令 政府原子力災害対策本部設置 同現地对策本部設置 原子力災害合同対策協議会設置 PAZ避難実施指示 UPZ屋内退避実施指示 UPZ避難準備指示 PAZ安定ヨウ素剤服用実施指示
所在県・関係周辺府県	情報収集・連絡体制の構築	警戒態勢の構築 要援護者の避難実施(PAZ)	災害対策本部の設置 PAZ避難実施 UPZ屋内退避実施 UPZ避難準備	PAZ安定ヨウ素剤服用実施
広域連合	異常事象発生時の連絡、応急対策活動 情報収集体制の確立	情報の収集・連絡、被害情報の収集・連絡、モニタリング情報の共有・発信	広域連合災害対策本部の設置、原子力災害合同本部の設置 広域避難の調整、避難者に対するスクリーニング 緊急搬送手段確保の調整 府県民への情報提供・広報の実施	
構成団体(連携県)	異常事象発生時の連絡、応急対策活動 情報収集体制の確立	情報の収集・連絡、被害情報の収集・連絡、モニタリング情報の共有・発信	災害対策(支援)本部の設置 緊急搬送手段の確保 府県民への情報提供・広報の実施、府県民から	広域避難の受入れ、

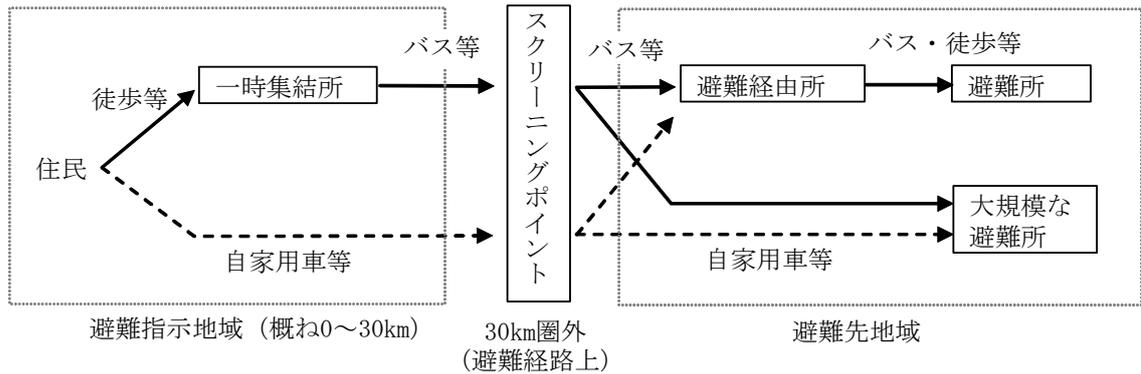


詳細は各府県地域
防災計画で規定

本計画で対応方針を規定

【参考3】広域避難の調整について

(1) 想定する広域避難パターン（一般住民）※要援護者については別途



(2) 広域避難の調整手順

	避難元市町村	避難元府県	広域連合	受入府県・市町村
初動対応	原災法第15条第3項に基づく 内閣総理大臣の指示・勧告 ・屋内退避 ・避難 ↓ 市町村外への避難 の必要性検討 ↓ 府県内他地域 への避難 ↓ 府県外避難の決定	・緊急時モニタリング ・SPEEDIの活用 ・情報収集（災害情報、 府県内の状況等） ・避難のための交通規制等 ↓ 府県内他地域 への避難調整 ↓ 府県外避難の検討 ↓ 府県外への避難調整 ↓ ・避難先施設 ・避難ルート ・輸送手段 ・スクリーニング・除染 実施場所、要員	・情報収集 （災害情報、圏内状況等） ↓ 広域避難計画に 基づき調整準備 ↓ ・受入可能人数、 受入施設の確認 ・輸送手段の確認 ↓ 広域避難の実施 に向けた調整 必要に応じ、国や全国 知事会、他ブロックと調整	広域避難計画に 基づき受入準備 ↓ ・受入可能人数、 受入施設の確認 ・輸送手段の確認 ↓ 広域避難の実施 に向けた調整 ↓ ・受入体制の確立 ・受入施設の確保 ・輸送手段の確保
	府県外避難開始 ↓ スクリーニング・除染実施 ↓ 避難完了	↓ スクリーニング・除染実施 ↓ スクリーニング・除染実施	↓ スクリーニング・除染実施 に係る調整 ・資機材確保 ・要員確保 等	↓ スクリーニング・除染の支援
	避難所運営支援 ↓ 長期化への対応	避難所運営支援 ↓ 長期化への対応 ・二次避難先（旅館・ホテル等）への移転 ・応急仮設住宅の確保（民間賃貸住宅、公営住宅等を含む） ・避難者の生活支援（健康、教育、生活資金、就職等）	避難所運営支援 に係る調整	避難所運営支援